

福井県警察犯罪被害者支援心理カウンセラーの設置及び運用に関する訓令

平成 25 年 5 月 27 日
福井県警察本部訓令第 19 号

改正

令和3年3月22日本部訓令第17号 令和5年2月27日本部訓令第7号

福井県警察犯罪被害者支援心理カウンセラーの設置及び運用に関する訓令を次のように定める。

福井県警察犯罪被害者支援心理カウンセラーの設置及び運用に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、福井県警察犯罪被害者支援心理カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 被害者支援等従事職員 犯罪被害者等に対する被害者支援活動又は捜査活動に従事する警察職員をいう。
- (4) 代理被害 被害者支援等従事職員が、犯罪被害者等の感情の表出により強い精神的ストレスを受けることをいう。

(設置)

第3条 県民サポート課被害者支援室にカウンセラーを置き、警察職員をもって充てる。
2 カウンセラーは、公認心理師、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定した臨床心理士、その他カウンセリングに関する資格又は専門知識を有する警察職員とする。

(職務)

第4条 カウンセラーは、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施に関すること。
- (2) 被害者支援等従事職員の代理被害からの回復支援に関すること。
- (3) 被害者支援等従事職員が行う被害者支援活動に対する助言及び指導に関すること。
- (4) 警察職員に対する被害者支援活動に関する教養に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、県民サポート課長の特命事項に関すること。

(犯罪被害者等の回復支援)

第5条 所属長は、犯罪被害者等に対してカウンセラーによるカウンセリングが必要と認めるときは、犯罪被害者等に係るカウンセリング実施要請書（別記様式第1号）により、県民サポート課長にカウンセリングを要請するものとする。ただし、緊急を要するとき、口頭により要請し、事後速やかにカウンセリング実施要請書を送付するものとする。

(代理被害職員の回復支援)

第6条 所属長は、被害者支援等従事職員が代理被害を受け、カウンセラーによるカウンセリングが必要と認めるときは、代理被害に係るカウンセリング実施要請書（別記様式第2号）により、県民サポート課長にカウンセリングを要請するものとする。

（回復支援の決定）

第7条 県民サポート課長は、前2条の規定によりカウンセリングの要請を受け、カウンセラーによるカウンセリングが必要と認めるときは、カウンセラーに対して当該事案の処理に必要な措置を命ずるものとする。

（カウンセラーの措置）

第8条 カウンセラーは、犯罪被害者等又は被害者支援等従事職員に対し、カウンセリングを実施するときは、警察本部又は警察署の相談室等カウンセリングに適した場所で行うものとする。ただし、犯罪被害者等が、他の場所を希望する場合は、この限りでない。

2 カウンセラーは、犯罪被害者等又は被害者支援等従事職員の心理状態等を考慮し、必要と認めるときは、専門医療機関、民間被害者支援団体等と連携してカウンセリングを実施することができる。

3 カウンセラーは、犯罪被害者等に対してカウンセリングを実施するときは、被害者支援等従事職員と緊密な連携を図るものとする。

（報告）

第9条 カウンセラーは、犯罪被害者等に対しカウンセリングを実施したときは、犯罪被害者等に係るカウンセリング実施結果報告書（別記様式第3号）により、県民サポート課長及びカウンセリングを要請した所属長に報告するとともに、本部事件主管課長に当該報告書の写しを送付するものとする。

2 カウンセラーは、被害者支援等従事職員に対し、代理被害の回復支援のためカウンセリングを実施したときは、代理被害に係るカウンセリング実施結果報告書（別記様式第4号）により、県民サポート課長及び当該代理被害職員が所属する所属長に報告するものとする。

（警察職員への助言又は指導）

第10条 警察職員は、犯罪被害者等に対する支援活動、捜査活動等においてカウンセラーの助言又は指導を必要とする場合は、直接、カウンセラーに対し助言又は指導を求めることができる。

附 則

この訓令は、平成25年5月27日から施行する。

附 則（令和3年3月22日福井県警察本部訓令第17号）

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。

附 則（令和5年2月27日福井県警察本部訓令第7号）

この訓令は、令和5年3月13日から施行する。

様式省略